日付：平成27年4月1日

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の基準条例について

関係項目	条例解釈
趣旨（基準の性格）	＜趣旨（基準の性格）＞ ⑴　基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 ⑵　指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。 ①　次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき イ　指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ロ　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき ②　利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき ③　その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき ⑶　運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。 ⑷　特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。
【介護予防サービス】 趣旨（基準の性格）	＜趣旨（基準の性格）＞ ⑴　介護予防サービスに関する基準について 介護予防サービスに関する基準については、「介護予防のための効果的な支援のための基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべき基準である(基準の性格等については、居宅サービスと同趣旨。)。介護予防サービスの事業の運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図られたい。 なお、人員、設備及び運営に関する基準については、下記に特別に記載があるものを除き、基本的には、居宅サービスに係る取扱いと同様であるので、該当部分を参照されたい。
趣旨（事業者指定の単位について）	＜趣旨（事業者指定の単位について）＞ ⑴　事業者指定の単位について 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。 ①　利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 ②　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

関係項目	条例解釈
	③　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 ④　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。 ⑤　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
用語の意義及び字句の意味	＜用語の意義及び字句の意味＞ 条例において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、条例に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。 ⑴「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき週の時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ⑵「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 ⑶「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき週の時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 ⑷「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。
福祉用具専門相談員に関する事項	1人員に関する基準 (1)　福祉用具専門相談員に関する事項 ①　福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条の2第1項において定めているところであるが、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該特定福祉用具販売に従事させることとなる者が政令第3条の2第1項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 ②　また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第18条第2項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。なお、「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」の詳細については別表3のとおりとする。

関係項目	条例解釈
	③　指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２以上とされているが、当該指定特定福祉用具販売事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものである。
管理者	＜管理者＞ 指定特定福祉用具販売所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、騒当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。 ①　当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事する場合 ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)
設備及び備品等	＜設備及び備品等＞ (1)　＜設備及び備品等＞に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (2)　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な次の設備及び備品等を確保するものとする。 イ　鍵付きの書庫 ロ　手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備 ハ　その他必要な設備及び備品等 ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。
内容及び手続きの説明及び同意	＜内容及び手続きの説明及び同意＞ ＜内容及び手続きの説明及び同意＞は、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定特定福祉用具販売事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定特定福祉用具販売の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。
提供拒否の禁止	＜提供拒否の禁止＞ ＜提供拒否の禁止＞は、指定特定福祉用具販売事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難な場合である。
サービス提供困難時の対	＜サービス提供困難時の対応＞

関係項目	条例解釈
応	指定特定福祉用具販売事業者は、＜提供拒否の禁止＞の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合には、＜サービス提供困難時の対応＞の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。
受給資格等の確認	＜受給資格等の確認＞ ① ＜受給資格等の確認＞第１項は、指定特定福祉用具販売の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 ② 同条第２項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定特定福祉用具販売事業者は、これに配慮して指定特定福祉用具販売を提供するように努めるべきことを規定したものである。
要介護認定の申請に係る援助	＜要介護認定の申請に係る援助＞ ① ＜要介護認定の申請に係る援助＞第１項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定特定福祉用具販売の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 ② 同条第２項は、要介護認定の有効期間が原則として６か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
居宅サービス計画等の変更の援助	＜居宅サービス計画等の変更の援助＞ ＜居宅サービス計画等の変更の援助＞は、指定特定福祉用具販売を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画(法第８条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
身分を証する書類の携行	＜身分を証する書類の携行＞ ＜身分を証する書類の携行＞は、利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。
サービスの提供の記録	＜サービス提供の記録＞ ＜サービス提供の記録＞は、当該特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 また、「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、＜記録の整備＞第２項に基づき、５年間保存しなければならない。
販売費用の額等の受領	＜販売費用の額等の受領＞ ① ＜販売費用の額等の受領＞第１項に規定する「販売費用の額」とは、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。

関係項目	条例解釈
	また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。 ② 同条第２項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、 イ 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ロ 特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払をうけることは認めないこととしたものである。 ③ 同条第３項は、指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。
保険給付の申請に必要となる書類等の交付	＜保険給付の申請に必要となる書類等の交付＞ ＜保険給付の申請に必要となる書類等の交付＞は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、 イ 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書 ロ 領収書 ハ 当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要 を利用者に対し、交付することとされている。
指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	＜指定特定福祉用具販売の基本取扱方針＞ ＜指定特定福祉用具販売の基本取扱方針＞第２項は、指定特定福祉用具販売においては、特定福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。
【介護予防サービス】 指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	＜指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針＞ ＜指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針＞について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ① 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、１人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ② サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に行う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	(4) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成 ① ＜指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針＞は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。 ② 同条第３号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

関係項目	条例解釈
	③　同条第４号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
【介護予防サービス】 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	＜指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針＞ ①　＜指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針＞第１号及び第２号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、福祉用具専門相談員が「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、特定介護予防福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。 ②　同条第４号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 ③　同条第５号は、介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第２条に規定する担当職員(以下③において「担当職員」という。)は、当該計画へ指定特定介護予防福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
福祉用具貸与計画の作成	＜特定福祉用具販売計画の作成＞ ①　＜特定福祉用具販売計画の作成＞第１項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。 ②　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。 　なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ③　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 　なお、特定福祉用具販売計画は、＜記録の整備＞第２項の規定に基づき、５年間保存しなければならない。 ④　川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 26 年川崎市第 76 号）第 16 条第 12 号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定福祉用具販売事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めるものとする。
【介護予防サービス】 特定介護予防福祉用具販売計画の作成	＜特定介護予防福祉用具販売計画の作成＞ ①　＜特定介護予防福祉用具販売計画の作成＞第１項は、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。 　なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ②　同条第２項は、特定介護予防福祉用具販売計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなけれ

関係項目	条例解釈
	ばならないこととしたものである。 ③　同条第３項及び第４項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 　なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、＜記録の整備＞第２項の規定に基づき、５年間保存しなければならない。
利用者に関する市町村への通知	＜利用者に関する市町村への通知＞ ＜利用者に関する市町村への通知＞は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第１項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定特定福祉用具販売事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。
管理者の責務	＜管理者の責務＞ ＜管理者の責務＞は、指定特定福祉用具販売事業所の管理者の責務を、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。
運営規定	＜運営規定＞ ＜運営規定＞は、指定特定福祉用具販売の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保するため、同条各号に掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定特定福祉用具販売事業所ごとに義務づけたものである。 ①　「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他費用の額」としては、＜販売費用の額等の受領＞第３項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録(＜掲示及び目録の備え付け＞に規定する目録をいう。)に記載されてい旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 ②　通常の事業の実施地域 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)。
勤務体制の確保等	＜勤務体制の確保等＞ ＜勤務体制の確保等＞は、利用者に対する適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである。 ①　＜勤務体制の確保等＞第１項及び第２項については、次の点に留意すること。 イ　指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 ロ　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。
適切な研修の機会の確保	＜適切な研修の機会の確保＞ 特定福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、’要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければ

関係項目	条例解釈
	ならないこととしたものである。
衛生管理等	＜衛生管理等＞ ＜衛生管理等＞は、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
秘密保持等	＜秘密保持等＞ ①　＜秘密保持等＞第１項は、指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 ②　同条第２項は、指定特定福祉用具販売事業者に対して、過去に当該指定指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 ③　同条第３項は、福祉用具専門相談員がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定特定福祉用具販売事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	＜居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止＞ ＜居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止＞は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
苦情への対応等	＜苦情への対応等＞ ①　＜苦情への対応等＞第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 ②　同条第２項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定特定福祉用具販売事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定特定福祉用具販売事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 　また、指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 　なお、＜記録の整備＞第２項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければならない。 ③　同条第３項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定特定福祉用具販売事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。
地域との連携等	＜地域との連携等＞ ＜地域との連携等＞は、＜指定居宅サービスの事業の一般原則＞第２項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 　なお、「市町村が実施する事業」には、・介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
事故発生時の対応	＜事故発生時の対応＞ ＜事故発生時の対応＞は、利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅

関係項目	条例解釈
	介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 　また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 　なお、＜記録の整備＞第２項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければならない。 　このほか、以下の点に留意するものとする。 ①　利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合の　対応方法については、あらかじめ指定特定福祉用具販売事業者が定めておくことが望ましいこと。 ②　指定特定福祉用具販売事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③　指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
会計の区分	＜会計の区分＞ 　＜会計の区分＞は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。
記録の整備	＜記録の整備＞ 　＜記録の整備＞により、整備すべき記録は以下のとおりであること。 ①　特定福祉用具販売計画 ②　提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録 ③　＜利用者に関する市町村への通知＞に係る記録 ④　＜苦情への対応等＞第２項に係る苦情の内容等の記録 ⑤　＜事故発生時の対応＞第２項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 　また、適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存することを義務付けたものである。＜記録の整備＞第２項各号に規定する完結の日に関する保存期間の始期は、次のとおりとする。なお、これらの記録については、電子文書による保存も可能なものとする。 ①　サービス提供の根拠となる計画及び報酬請求の根拠となる具体的なサービス内容等の記録 　保存期間の始期は、計画の場合、当該計画が定める目標期間の最終月の翌々々月の１日とする。 　また、具体的なサービス内容等の場合、当該サービスが提供された月の翌々々月の１日とする。 ②　上記①に該当しない苦情及び事故等に関する記録 　保存期間の始期は、記録の作成日の属する月の翌月１日とする。